



独評発第0828029号
平成25年8月28日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 武谷 雄二 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 山口 修



独立行政法人労働者健康福祉機構の平成24年度における業務の実績に関する評価結果並びに中期目標期間の最終年度を除く当該中期目標期間における業務の実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項の規定に基づく平成24年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を別添のとおり通知する。

また、厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）に基づく中期目標期間の最終年度を除く当該中期目標期間における業務の実績に関する評価結果を併せて通知する。

独立行政法人労働者健康福祉機構の 平成24年度の業務実績の評価結果

平成25年8月26日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成 24 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、平成 16 年 4 月、特殊法人労働福祉事業団の解散により、独立行政法人として発足した。

今回の評価は、平成 21 年 2 月に厚生労働大臣が定めた第 2 期中期目標期間（平成 21 年度～平成 25 年度）の 4 年度目（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）を対象としている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 23 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日同委員会。以下「政・独委評価の視点」という。）、「平成 23 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 25 年 1 月 21 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 24 年度業務実績全般の評価

機構は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図ること等を通じて、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。この目的を達成するため、具体的には、労災病院、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の運営により、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行うとともに、労災疾病等の研究・開発により得られた予防法・治療法のモデルを労災指定医療機関等に対して普及を図るほか、国の産業保健関係助成金、未払賃金立替払等の各事業を通じ、国の労働政策と密接に連携した多様な事業を効率的に運営していくことが求められており、これらを内容とする中期目標が定められている。

平成 24 年度の業務運営に関しては、労災病院事業において、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において、最新の症例と労災認定基準の解説を記載した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」の改訂・発刊等による国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、国外への普及の取組等が認められ、また、産業保健推進センター事業では、産業医等に対する専門的な研修・相談等の積極的な取組を行ったほか、未払賃金立替払事業では、支払処理日数及び累積回収率について 23 年度に引き続き過去最高の実績を達成しており、さらに、23 年度に引き続き東日本大震災への対応の取組を進めたほか、大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対しては、全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置するとともに、当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29 の労災病院で相談・診療が可能な体制

を整えるなど、多様な事業を担いつつ、その取組には積極的な姿勢が認められる。

今後においては、労災疾病等研究の成果である労災疾病等に関する診断・治療法等の臨床への積極的な普及活動や実用化に向けた取組をさらに進めることが必要であるとともに、産業保健推進センターにおける研修業務を通じた産業保健活動の現場への還元の一層の取組、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに的確に対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、更に積極的な取組が進められることを期待する。

また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、理事長を含む役員と病院長らによる本部・病院間協議の実施等、理事長がリーダーシップを発揮しやすい体制を構築し、医療材料・医療機器の共同購入、給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大等による事業費等の削減を行う一方、医師の確保、患者数の確保、新たな施設基準の取得による診療単価のアップ等により収入を確保するなどして、組織が一丸となって効率化に取り組み、着実に成果を挙げており、今後も、着実な取組の継続を期待する。

これらの取組については、機構の設立目的に沿って適正に業務運営を行ったものであり、これらの事業実績は、平成24年度計画を着実に達成したものとして評価できる。今後においても更なる積極的な取組を期待するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえた適正な業務運営をお願いする。

なお、第2期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

（1）業務運営の効率化に関する措置について

① 機構の組織運営体制の見直し

機構本部に設置している経営改善推進会議や個別病院協議等による本部の経営指導・支援体制の強化に取り組むとともに、医師不足への対応や医療材料・医療機器の共同購入等を促進した。

また、各労災病院が計画した経営目標の進捗状況について、本部が適宜フォローアップ等を行い、理事長自らが個別に病院長と協議するなど、業務運営の効率化に向けて、本部のガバナンスを発揮し、着実に成果をあげている。

② 一般管理費、事業費等の効率化

一般管理費（退職手当を除く。）、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の削減については、引き続き人件費の削減、随意契約の見直し等による調達コストの削減等に取り組んだ結果、平成23年度に比べ、一般管理費は3.2%削減、事業費は7.8%削減している。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの総支出に占め

る運営費交付金の割合は、診療収入の増等による自己収入の確保に努めつつ、事業費等の削減に取り組んだ結果、平成20年度の水準を維持し、中期計画に沿った着実な成果を上げたと言える。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

業務の質の向上、職員の士気の向上等のために、第1期中期目標期間初年度から内部業績評価制度を導入しているが、その定着に向け、全ての事業・施設において、BSC(注1)を作成し、SWOT分析(注2)等を活用している。

また、機構独自に外部有識者による業績評価委員会を年2回開催するなど、内部評価及び外部有識者の評価により、的確にPDCAサイクルマネジメントを実施したことは評価できる。

各事業における取組事項に関する主な評価は、以下のとおりである。

注1) BSC(バランス・スコアカード)…経営マネジメントツールの一つで、達成目標、評価指標及び行動計画等を「利用者の視点」、「財務の視点」、「質の向上の視点」、「効率化の視点」、「組織の学習と成長の視点」の5つの視点から策定したカードのこと。

注2) SWOT分析…組織や外的環境における、強み(Strengths)、弱み(Weaknesses)、機会(Opportunities)、脅威(Threats)を評価するための分析手法。

① 労災疾病等に係る研究開発の推進等

労災疾病等に係る研究・開発については、労災病院グループにおいて、労災疾病等13分野に係る医学研究・開発やその成果の普及を進めており、大学等の研究で取り上げられにくい分野を含めた研究の推進と臨床への応用の取組として高く評価できる。

その中でも、アスベスト関連疾患の早期診断に関する研究では、最新の症例と労災認定基準の解説を記載した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を改訂・発刊したり、「中国職業衛生能力強化プロジェクト」として、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの協力依頼を受け、中国人医師向けの診断技術研修を行うとともに、専門家を現地に派遣し、中国人医師の診断技術の向上に貢献したことは高く評価できる。

また、過重労働による健康障害防止のための研究や職業性腰痛へのストレスの影響等に関する研究、職場におけるメンタルヘルス不調予防に関する研究、疾病的治療と就労の両立支援に関する研究等の各研究において、着実な取組を行っていることは高く評価できる。

今後も労災疾病等の研究に大いに取り組み、有効な予防法の究明等、予防医療の推進に貢献できるような取組に期待する。また、研究成果の普及の推進については、アジア周辺諸国での勤労者医療研究の成果普及のニーズは高まっており、

引き続き機構の高い貢献を期待する。

なお、これらの研究成果の現場への還元についても、工夫がなされているものの、例えば産業医向け研修等への応用等、今後は更なる取組を期待する。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

ア 高度・専門的医療の提供

労災病院では、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、地域医療支援病院等の認定を受ける病院の増加等に取り組んでおり、地域における中核的医療機関としての体制強化を着々と進めていることは評価できる。

また、急性期医療への対応として、7対1看護体制導入施設の更なる拡大(19施設→23施設)や前年度を上回る救急搬送患者数の増加(72,961人→75,954人)など、医療の高度・専門化に向け努力していることは評価できる。

加えて、学会等への積極的な参加や専門センター化の推進、チーム医療の推進や自己資金による高度医療機器の計画的整備により、高度・専門的な医療への対応に積極的に取り組んでいることは評価できる。

さらに、優秀な医師、看護師等の確保・育成のため、合同説明会での募集活動やホームページでの公募、働きやすい職場環境の整備等に取り組んでおり、特に看護師については、資格取得に向けた各種支援により、認定看護師等の有資格者数が増加するなど、人材の確保・育成のための取組の推進が明確である。

そのうえ、医療の標準化(高度医療のモデル化)の推進のために、クリニカルパスの活用をさらに推進し、件数、適用率ともに増加傾向にあることや、DPCデータの活用により四半期ごとに「労災病院DPCベンチマーク」を作成し、各病院に配布する取組を行っていることは、チーム医療の推進を促し、医療の質を向上させるという点からも評価できる。

また、安全な医療の推進のために、労災病院が相互に医療安全対策の状況を点検する取組は新しい取組として評価できる。

イ 勤労者医療の地域支援

勤労者医療の地域支援については、紹介元医療機関への有用度調査において、診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価が前年度を上回る79.3%となっており、地域の診療所等の医療機関のニーズに沿った活動がなされていることは評価できる。

また、患者紹介率、逆紹介率、症例検討会・講習会参加人数、受託検査件数のいずれも目標数値を達成するとともに、多くの項目で前年度を上回る水準とするとともに、平成24年度においては、新たに2施設が地域医療支援病院の承認を取得し、合計24施設となったことは評価できる。

なお、労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師等に対して、症例検討会・講習会を開催することは有用であるが、今後は参加人数のみならず、質的評価のために有用度調査の実施等の検討が望まれる。

ウ 行政機関等への貢献

行政機関等への貢献については、東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のため、国からの要請に基づき、Jヴィレッジ内の診療所に対し、労災病院から継続的に医師を派遣するなど、引き続き震災対応の取組を進めたことは高く評価できる。

また、大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対して、全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置するとともに、当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整えたことは、機構ならではのネットワークを活かした取組であり、高く評価できる。

さらに、国が設置した審議会等への参画及び国の要請に応じた地方労災医員等の医員・委員の受嘱のほか、労災認定等に係る意見書作成についても引き続き迅速化に取り組んでおり、そのような面でも行政機関等への貢献を着実に行っていると高く評価できる。

エ 過労死予防等の推進

過労死予防等の推進については、勤労者予防医療センター（部）において、過労死予防対策、メンタルヘルス不調予防対策、勤労女性の健康管理対策を行っており、過労死予防対策における勤労者への指導・相談人数、メンタルヘルス不調予防対策における電話・メール相談人数及び講習会の受講者数、勤労女性の健康管理対策における保健師による生活指導人数のいずれも目標を達成していることは評価できる。

また、指導・相談の質の向上を図るために、最新の知見の収集や多様な調査研究に努めるとともに、勤労者の利便性の向上を図るために、時間外・休日の指導・講習会の実施の更なる拡大に取り組んでいることは評価できる。

さらに、横浜労災病院で試行している「職場訪問型職場復帰支援」は、より現場に近い取組として評価できる。

なお、過労死のリスクを理解していても、長時間労働を拒否できず、本人の自覚だけでは問題を解決できないケースも多いと考えられるため、使用者（企業）への働きかけが重要であって、今後は都道府県労働局など医療機関以外の機関との連携も期待する。

また、今後は、これらの事業がどのようなアウトカムをもたらしたか、その効果についての評価が望まれる。

③ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターでは、重度の障害を受けた方の社会復帰に向けた取組として、重度の障害や併発する疾患に対応するために、複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、M.S.W（メディカルソーシャルワーカー）などが連携したチーム医療による患者毎の障害に応じた

プログラムの作成・実践等による専門的なリハビリテーションが行われている。

また、退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問等による在宅就労の支援等のケアまで幅広く一貫したサポートを実施している。

その結果、社会復帰率及び患者満足度調査において目標数値を達成しており、計画に沿って適正に運営されていると評価できる。今後も、職場復帰に向けた更なる取組を期待する。

労災リハビリテーション作業所の運営については、入所者ごとの障害特性や希望に応じた社会復帰促進プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施、入所者に対する就職情報の提供など、社会復帰に向けた必要な支援を行ったことにより、社会復帰率は過去最高（38.3%）となり、目標を達成したことは高く評価できる。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）により、「現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する」とこととされており、順次廃止を進めているが、退所先の確実な確保については、引き続き万全な取組を期待する。

④ 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対して、大阪産業保健推進センター、大阪労働局及び機構本部が連携し、相談対応フローチャートを作成し、相談への対応体制を確保した後、全国の産業保健推進センター等において印刷業に従事している労働者等からの健康不安に係る相談や事業者からの環境管理、作業管理等に関する相談に対応できる体制を迅速に整備したことや、厚生労働省からの要請を受け、専用のフリーダイヤル相談窓口を設置したことは評価できる。

また、産業保健推進センター等における人材育成（産業保健関係者に対する研修）業務については、研修事業の効果的・効率的な実施を図る観点から、現場で実践できるスキルを体得させることを目的とした参加型研修や、時宜を得たテーマの設定、休日・夜間の開催等の取組により、研修件数及び受講者の有益度調査に係る目標を達成していることは評価できる。

さらに、産業保健推進センターについては、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、産業保健推進センターを段階的に集約化することとされており、平成24年度末には15カ所に集約化している中でも、研修実施回数、相談の受付件数、メールマガジンの配信件数が前年度を上回っていることは評価できる。

加えて、産業保健推進センターに係る運営費交付金（退職手当を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績と比べておおむね3割削減を図るとされているところ、24年度の削減率は41.5%であり、着実な削減が図

られていることも評価できるが、機構の研究成果の普及は重要であり、更なるサービスの質と量の向上のための対応について、検討を期待する。

なお、人材育成（研修）業務等について、研修件数等の量的な評価指標に加えて、事業の効果についての客観的な評価指標を設定することが望まれる。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務については、申請書の受付締切日から支給日までの平均所要日数が平成24年度は34日となり、23年度実績（38日）より更に短縮して目標を達成している。

なお、本助成金事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、平成22年度に廃止（経過措置として平成24年度末まで支給業務を実施）とされたことから、廃止に向けて混乱のないように適切な取組が求められるが、産業保健関係者等に対してホームページ・メールマガジン等を活用し、広く周知を行うとともに、平成24年度継続申請者あてに個別に助成金の終了を通知するなど適切に対応していることは評価できる。

⑤ 未払賃金の立替払事業

未払賃金の立替払事業については、請求書の受付日から支払日までの期間について、目標（25日以内）を大幅に上回り、過去最短の17.3日となっており、労働者の立場に立って的確に事業が推進されている。

また、破産した企業（民事再生等を含む。）に対する求償（労働者から代位取得した賃金請求権に基づくもの）についても、累積回収率が過去最高の24.9%となっており、最大限確実な回収に努めている。

これらの数値について、これまでの実績を更新し、目標を達成している点は高く評価できる。

なお、不正受給の防止のため、都道府県弁護士会での立替払制度研修会の開催を要請し、不正受給事案の内容を説明することによって、破産管財人が証明を行う際の注意喚起を促す等の取組も評価できる。

⑥ 納骨堂の運営業務

産業殉職者合祀慰靈式においては、会場後方からでも式の進行内容が見えるようTVモニターを前年度に比べ2台増設し、また、高齢者、障がい者等に配慮した坂道でのキャリーカートの運行や最寄駅（高尾駅）と会場間の送迎バスの運行等の取組が引き続き継続されており、参列者の満足度調査に係る目標が継続して達成されていることは評価できる。

なお、本事業について、更なる一般への周知を期待する。

（3）財務内容の改善等について

① 労災病院について

平成24年度における労災病院の経常損益は、厚生年金基金資産減少に伴う退職

給付費用の増等の影響はあるものの、約8億円の黒字を確保している。平成22年度以降、経常損益については3年連続して黒字を確保しており、着実な改善がみられる。

また、当期損益についても約3億円の当期利益を確保しており、昨年度と比較しても良好な成果をあげている。

② 人事、施設・整備に関する計画

人事に関する取組については、「運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、期首の職員数（720人）以内とする」という平成24年度計画に基づき650人まで削減している。また、労災病院間の派遣交流制度等の活用により、職員の活性化に努めているが、今後、制度利用者が増加していない理由の分析等が望まれる。

なお、人員を削減する際には、事業の運営に支障を来すことがないよう、適切に検討することが望まれる。

施設・設備に関する取組については、労働者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案し、前年度に引き続き、千葉労災病院、岡山労災病院及び熊本労災病院の施設整備を進めた。

（4）評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委評価の視点等への対応について

① 財務状況について

機構全体の平成24年度損益は、平成23年度の約27億円の赤字に比べて約29億円改善し、約3億円の当期利益を確保している。

今後とも、引き続き当期利益の確保に向けて、なお一層の経営改善を推し進め、繰越欠損金の解消に向けた計画的な取組を期待する。

② 保有資産の管理・運用等について

ア 実物資産

昨年度の当委員会において、「未だ売却に至っていない水上荘等についても、今後においても引き続き、関係自治体への買受勧奨、不動産媒介業者のあっせん等、種々の工夫を凝らしながら、早期の売却を期待する。」と指摘したものであるが、この指摘の対象の一つである岩手労災病院（一本杉宿舎）の土地・建物について、平成25年3月に売却したことは評価する。未だ売却に至っていない水上荘等についても、今後においても引き続き、関係自治体への買受勧奨、不動産媒介業者のあっせん等、種々の工夫を凝らしながら、早期の売却を期待する。

また、職員宿舎の見直しについては、「独立行政法人の職員宿舎の見直し実施計画」（平成24年12月14日公表）に基づき、今後5年を目途として廃止等の措置を講じることとされており、機構においては、合計285戸の宿舎を廃止す

ることとなっているが、平成 24 年度末までの取り組みとして、計 55 戸の職員宿舎を借上げ宿舎から保有宿舎への集約化などにより廃止しており、同計画に基づく取組が着実に実施されていることは評価できる。

イ 知的財産等

知的財産（特許権等）の出願に関する方針等については、「職務発明規程」を定め、本部に「職務発明審査委員会」を設置し、その審査を経て出願の要否等を組織的に決定しており、その特許権等の継続に関しても見直しを行っていることから、適切に対応しているものと評価できる。

平成 24 年度においては、実際に商品化に至ったものはないが、昨年度に引き続き、国際福祉機器展への出展等により、企業や利用者に研究成果を広報する等、実施特許契約の締結に向けて取り組んでおり、今後も機構の研究成果について特許等の申請を行いつつ実施特許等の取得により収益の向上に努めることを期待する。

ウ 金融資産

機構は、各労災病院における運転資金と医療水準の維持向上を図るための医療機器の整備や増改築費用として必要な資金を保有しており、独立行政法人通則法第 47 条に基づき、国債、地方債及び定期預金により適切な運用を行っている。

なお、いわゆる「たまり金」の精査における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しについては、平成 24 年度においても該当がない。

エ 債権の回収状況

医療に係る個人負担等の未収金については、すべての労災病院に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づいた発生防止対策及び回収業務をより一層推進し自主回収に努めた結果、平成 24 年度決算においては、医療事業収入が前年度より約 40 億円増加したにもかかわらず、個人未収金の残高は約 30 億円となり前年度に比べ約 1 億円減少したことは評価できる。

③ 組織体制・人件費管理について

ア 給与水準の状況

平成 24 年度のラスパイレス指数は、事務・技術職員 107.9、病院医師 109.6、病院看護師 115.5 となっており、いずれも国に比べて給与水準が高くなっている。（参考：独立行政法人国立病院機構 事務・技能職 106.3、病院医師 117.0、病院看護師 106.0）

国と比べて給与水準が高くなっているのは、全体的に低年齢層の平均給与額は国を下回り、中高年齢層の平均給与額が国を上回り、年功的傾向の強い給与体系となっていることと、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

(平成 24 年法律第 2 号) に基づき、平成 24 年 4 月から国家公務員の給与減額支給措置が実施されているところ、機構においては、労災病院の継続的な医療提供・医療安全の確保に支障を生じさせないことを基本とした人材確保等に配慮し、本部全職員及び労災病院等の施設幹部職員を対象に平成 24 年 9 月から給与減額を実施したため、給与減額措置の開始日及び対象者の割合が国とは異なることとなったことが大きな要因であると考えられる。(参考: 前年度のラスパイレス指数と比べて、事務・技術職は 6.0 ポイント、病院医師は 4.5 ポイント、病院看護師は 5.8 ポイントそれぞれ上昇)

なお、労災病院の損益改善が大きな課題となっている中で、医師の確保は、医療の質の向上等に必要不可欠であるのみならず、病院経営上、医業収益の確保のために重要な事項であることから、医師の給与水準について特に配慮する必要があるが、医師の確保状況を考慮した上で、より適正な給与水準のあり方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。

イ 総人件費改革の進捗状況

平成 24 年度の総人件費総額は 1,087 億円で、平成 17 年度 1,017 億円から、6.9% 増となり、行革推進法に基づく削減率を達成できていないが、これは、労災病院が、アスベスト関連疾患への対応等、政策的な労災医療への取組や、中核的医療機関として救急医療や地域医療を担っていることから、その求められる役割を着実に果たしていくため、医師、看護師等の必要な体制を確保したことによるものであり、医師等の確保が難しい現状を鑑みると、今後も、より積極的な医療人材確保により、労災病院のミッションの達成と経営の健全化を両立させることが期待される。

一方で、こうした政策的な医療など義務的・不可避的な増加を除いた人件費分については、賞与削減、俸給表の見直し等を実施するなどの給与改革や施設の統廃合、アウトソーシング等による人員減を推進し、平成 24 年度の事務・技能職員の人件費総額は、平成 17 年度比で 21.4% 削減となっており、大幅な人件費削減が図られている。

今後においても、労災病院事業を行っているという特殊性はあるものの、行革推進法を踏まえた適正な人件費管理に努め、更なる効率的な運営を期待する。

ウ 諸手当及び法定外福利厚生費の状況

国と異なる又は法人独自の諸手当については、民間病院等における諸手当の採用状況、救急医療等に携わる医療関係者の確保及び待遇改善の必要等から設けられていると言える。

なお、法定外福利費については、事業主負担によるレクリエーション事業を廃止しており、さらに、平成 23 年度から福利厚生事業を行う互助組織への法人支出を廃止したほか、上記②のアで述べたとおり、「独立行政法人の職員宿舎の見直し実施計画」(平成 24 年 12 月 14 日公表) に基づき、計 55 戸の職員宿舎を借上げ宿舎から保有宿舎への集約化などにより廃止した等、適切に見直しが行

われている。

エ 国家公務員再就職者及び役員公募

役員の国家公務員再就職者 2 名については、平成 22 年度に公募を実施し、第三者による選考委員会の審議を経て、平成 22 年 10 月、民間から登用されたことにより解消された。また、職員の国家公務員再就職者 2 名についても、平成 22 年度末で解消され、いずれも適正に対応している。

④ 事業費の冗費の点検について

事業費の冗費削減については、従来の取組を継続し、機構本部において、労災病院グループの後発医薬品の共同購入、医療消耗品・手術材料等の共同購入、医療機器の共同購入、労災病院グループのリース調達物件を集めたリース料率の共同入札を実施する等により、平成 24 年度実績額（推計）では約 7 億円の削減効果額となったことを評価するとともに、今後のさらなる取組に期待する。

また、「平成 24 年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」から、年度末の駆け込み執行はないものと認められる。

⑤ 契約について

機構において平成 22 年 4 月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約及び一者応札・一者応募の見直しに取り組んでおり、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」で改善状況をフォローアップし、その結果についてはホームページで公表している。

平成 24 年度の「競争性のない随意契約」については、契約全体に占める件数割合では目標に達していないものの（24 年度件数割合 13.5%、見直し計画の目標 11.7%）、件数ベースでは目標に達した（24 年度件数 346 件、見直し計画の目標 368 件）と認められる。また、契約全体に占める金額割合及び金額ベースでは、ともに目標を上回る達成がなされた（24 年度金額割合 4.4%、見直し計画の目標 9.0%、24 年度金額 50 億円、見直し計画の目標 100 億円）ことは評価できる。

なお、「随意契約等見直し計画」の運用 4 年目である平成 25 年度においては、契約全体に占める件数割合についても、見直し計画の水準を達成することを期待する。

⑥ 公益法人等への会費等の支出について

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行わないとされたことに従い、平成 24 年度における公益法人への会費等の支出については、前年度（63 件）を大幅に下回る 9 件となっており、同決定に従って適切に見直しがなされていることは評価できる。

⑦ 内部統制について

機構は、中期目標及び中期計画に基づき、理事長自らが、機構を取り巻く情勢、基本的課題、取り組むべき事項及び方向性を明確にするとともに、これを踏まえ、「年度計画」及び「運営方針」を策定し、全職員に周知するとともに、「運営方針」を踏まえ、事業ごと、施設ごと、部門ごとに関係職員全員が参画してBSC（上記2の（2）の注1参照）を作成し、PDCAサイクルによるマネジメントシステムを実施している。

日常的モニタリングとしては、BSCについて、上半期及び下半期に、管理者が、目標の妥当性、中長期の展望に基づく今後の取組等について評価を行うこととしている。また、独立的評価として、BSC等に基づく法人全体の業務実績について、年2回、外部有識者で構成される業績評価委員会を開催し、内部実績評価の客観性・公平性・信頼性の確保を行っている。

これら一連のマネジメントシステムを構築し、高いレベルで維持していることは評価できる。

また、労災病院の運営に関しては、各病院の業務運営状況について、毎月、患者数及び収支状況等に係る報告を受け、本部において運営計画の進捗状況を把握し、必要に応じ個別病院協議を行うなど、適切なガバナンスが図られていることは評価できる。

⑧ 事務事業の見直し等について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、労災リハビリテーション作業所の順次廃止や、運営費交付金の縮減のための本部事務所の縮小（3フロアから2フロアへ）、産業保健推進センターの統廃合等を計画的に進めていると認められる。

このほか、未払賃金の立替払事業の管理コストの効率化、納骨堂の業務内容の改善、労働安全衛生融資等の貸付金回収業務における適切な債権管理等、同基本方針で講すべきとされた措置を着実に進めていると認められる。

なお、独立行政法人改革については、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づき、機構は、平成26年4月に固有の根拠法に基づく新法人に移行するとされていたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）により、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組むとされたところである。

⑨ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事監査報告書の提出並びに監事監査の実

施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。